

磐田市インターンシップ実施要領

平成27年	4月	1日	制定
平成29年	4月	1日	改正
令和4年	4月	1日	改正
令和5年	4月	1日	改正

(趣旨)

第1条 この要領は、開かれた市政推進の一環として、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された大学、大学院、短期大学（以下「大学等」という。）に在学する学生（以下「学生」という。）を対象に、市役所等における就業体験（以下「インターンシップ」という。）の機会の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 インターンシップは、学生が市政に対する理解を深めるとともに、進路の選択に向けた就業意識の向上に寄与することを目的とする。

(実習期間)

第3条 原則として、毎年度8月1日から9月30日までの1～2週間程度とする。

ただし、それ以外の期間においても職員課長が必要と認める場合は実習を行うことができるものとする。

(実習時間)

第4条 原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、受入課が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、規定の時間外においても実習を行うことができるものとする。

(実習場所)

第5条 原則として、磐田市役所、磐田市総合健康福祉会館その他市の部署が存する施設とする。

(実習生の受け入れ)

第6条 実習生の受け入れは次のとおりとする。

- (1) 募集については、「磐田市ホームページ」等により広報するものとする。
- (2) 申込みを希望する学生は、大学等のインターンシップ担当に事前確認の上、

募集期間内に申込書（様式第1号）又は電子申請により、市へ申し込むものとする。ただし、申し込みの状況によっては、募集期間内であっても、その時点で申し込みを終了する場合がある。

- (3) 市は、申請受付後、受入れの受諾として、受入決定通知書（様式第2号）を学生宛てに通知する。

(実習に係る費用)

第7条 実習にかかる費用は次のとおりとする。

- (1) 市は、実習生に対し、賃金、報酬、手当、旅費等、一切の金品を支給しない。
- (2) 市は、大学等及び実習生から、インターンシップに要する費用を徴収しない。

(実習生の身分)

第8条 実習生は、在籍する大学等の学生としての身分を有し、市の職員としての身分を有しない。

(実習に当たっての実習生の遵守事項)

第9条 実習生は、地方自治の仕組みや磐田市のまちづくり等について事前に学習し、課題意識を持って実習に臨むとともに、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 法令（市の条例、規則等を含む。）を遵守すること。
- (2) 事前に誓約書（様式第3号）を市へ提出すること。
- (3) 実習中は実習に専念し、所属長など市の職員の指示に従い、積極的な姿で実習に臨み、市役所の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしないこと。
- (4) 実習中に知り得た個人情報等については、実習中及び実習後を通じ、一切外部に漏らさないこと。
- (5) 市民に不快感を与えないよう、服装、言葉遣い、市民に対する態度に十分配慮すること。
- (6) 実習中、貸与された名札を着用すること。
- (7) この要領に規定するもののほか、地方公務員及び本市の職務に関する規定に従うこと。
- (8) 実習後1か月以内に体験報告書（様式第4号）又は大学等で定める報告書を市へ提出すること。

(受入れに当たっての受入課の留意事項)

第10条 受入課においては、以下の点について留意するものとする。

- (1) できるだけ応募学生等の希望を聞き、前向きに受け入れるよう努めること。

- (2) 受入れの可否を決定する決裁は、職員課長に合議をすること。
- (3) 受入れに当たっては、通常業務の支障とならないよう対処すること。
- (4) 実習生に対して、磐田市の職員として市役所のイメージを損なうことのないよう真摯な態度で臨むこと。
- (5) 実習に当たり、指導員を選任し、実習生を指導・監督すること。
- (6) 実習生のマナー や態度が悪い場合は、隨時適切に指導すること。
- (7) 実習生に公用車を運転させないこと。
- (8) 実習中、何か問題等が発生した場合は、速やかに職員課に連絡すること。

(事故責任等)

第11条 事故責任等については次のとおりとする。

- (1) 大学等又は実習生は、実習中（実習場所への往復を含む。以下同じ。）の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故については、自らの責任において対応するものとする。
- (2) 実習生が故意又は過失により市又は第三者に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、連帶してその損害を賠償するものとする。

(実習の中止)

第12条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができるものとする。

- (1) 実習生がこの実施要領の遵守事項に従わないとき。
- (2) 実習生が正当な理由なく、実習に参加しないとき。
- (3) 市の業務に支障を来すと認められる事態が生じたとき。
- (4) その他実習を継続することが困難な事由が生じたとき。

(事務分担)

第13条 次の各号に掲げる事務は、当該各号に定める部署が担任する。

- (1) インターンシップ全般に関すること … 職員課
- (2) 実習の内容及び実施に関すること … 受入課

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。